平成２５年（家）第９７０号
群馬県前橋市新前橋町１番地35
申立人　弁護士　吉野　　晶
本籍群馬県吾妻郡草津町大字草津10番地、最後の住所群馬県吾妻郡草津町大字草津454番地147　船井荘201号、死亡の場所吾妻郡長野原町、死亡年月日平成20年８月７日、出生の場所利根郡川田村、出生年月日昭和６年７月６日、職業不詳
被相続人　亡　阿藤　一男
催告期間満了日　平成26年４月４日
前橋家庭裁判所

平成２５年（家）第７６１号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目６番38号　花磯ビル301　秋山誠法律事務所
申立人　秋山　　誠
本籍埼玉県志木市本町３丁目2461番地、最後の住所埼玉県ふじみ野市大原１丁目10番８号、死亡の場所埼玉県志木市、死亡年月日平成24年12月１日、出生の場所埼玉県北足立郡志紀町、出生年月日昭和20年９月27日、職業無職
被相続人　亡　中西　　勉
催告期間満了日　平成26年４月24日
さいたま家庭裁判所川越支部

平成２５年（家）第４２３８０号
横浜市中区本町２―19　弁護士ビル７階
申立人　弁護士　吉川知惠子
本籍愛知県名古屋市中区松原１丁目33番地、最後の住所神奈川県大和市上和田2412番地上和田団地１―８―106、死亡の場所神奈川県大和市、死亡年月日平成23年10月28日、出生の場所東京市麹町区、出生年月日昭和６年９月21日、職業不詳
被相続人　亡　太田　新子
催告期間満了日　平成26年４月14日
横浜家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２５年（へ）第１号
福岡県春日市塚原台１丁目122番地２
申立人　三成工業株式会社
代表者代表取締役　園田　宏一
権利を争う旨の申述の終期　平成25年12月13日
平成25年９月５日　越谷簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＪＨ04801
金額　435,700円
支払期日　平成25年12月１日
支払地　埼玉県草加市
支払場所　三菱東京ＵＦＪ銀行草加支店
振出日　平成25年７月25日
振出地　埼玉県草加市
振出人　株式会社日建　代表取締役　山邊　敏
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第８号
名古屋市中区栄３丁目10番22号
申立人　東朋テクノロジー株式会社
代表者代表取締役　富田　英之
権利を争う旨の申述の終期　平成25年12月25日
平成25年９月５日　小倉簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ273464
金額　325,500円
支払期日　平成25年11月30日
支払地　福岡県北九州市
支払場所　株式会社みずほ銀行北九州支店
振出日　平成25年７月31日
振出地　福岡県北九州市
振出人　濱田重工株式会社　代表取締役　松本　豊
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第３号
福岡市中央区桜坂３丁目３番１号
申立人　有限会社建設施工サービス
代表者代表取締役　尾家　重信
権利を争う旨の申述の終期　平成25年12月６日
平成25年９月６日　行橋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　726353
金額　305,550円
支払期日　平成24年10月25日
支払地　福岡県行橋市
支払場所　株式会社西日本シティ銀行行橋支店
振出日　平成24年６月25日
振出地　福岡市博多区上牟田１丁目27番７号
振出人　株式会社柏木興産　代表取締役　柏木　武春
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第６６号
大阪府枚方市須山町80番２号
申立人　株式会社グラビア・プロテックス
代表者代表取締役　川枝　良介
権利を争う旨の申述の終期　平成25年12月16日
平成25年９月６日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　ＮＲ721737
金額　270,022円
支払人　スタープラスチック工業株式会社
支払期日　平成25年７月25日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行大阪中央支店
振出日　平成25年３月25日
振出地　大阪市
振出人　スタープラスチック工業株式会社　代表取締役　宮脇　誠人
引受人　申立人
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第７号
東京都中央区日本橋小舟町10番11号
申立人　ゼリア新薬工業株式会社
代表者代表取締役　伊部　幸顕
権利を争う旨の申述の終期　平成25年12月17日
平成25年９月10日　さいたま簡易裁判所
（別紙）　目　録
独立行政法人理化学研究所出資証券
枚数　１枚
番号　第28号
発行年月日　平成15年10月１日
出資金額　1,034,941円
最終名義人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第６８号
東京都中央区日本橋室町４丁目３番５号
申立人　新陽株式会社
代表者代表取締役　倉持　真一
権利を争う旨の申述の終期　平成25年12月24日
平成25年９月11日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＩＷ10258
金額　243,600円
支払期日　平成25年９月５日
支払地　大阪府大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行大阪営業部
振出日　平成25年７月22日
振出地　大阪市
振出人　帝人フロンティア株式会社　財務部長　坂根　龍治
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６０６号
神戸市東灘区深江浜町111番地の１
債務者　株式会社灘幸食品
代表者代表取締役　橋本　竜太
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤野　亮司
４　破産債権の届出期間　平成25年10月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部